

宇佐市人事行政の運営等の状況についてお知らせします。（平成28年度公表）

地方公務員法及び宇佐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、宇佐市人事行政の運営等の状況について公表します。

平成29年4月28日更新

I. 職員の任免及び職員数に関する状況

変更があればその都度改訂します。

平成27年4月1日現在職員数	665 人
平成27年度退職者数	14 人
平成28年4月1日採用者数	17 人
平成28年4月1日現在職員数	668 人

II. 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

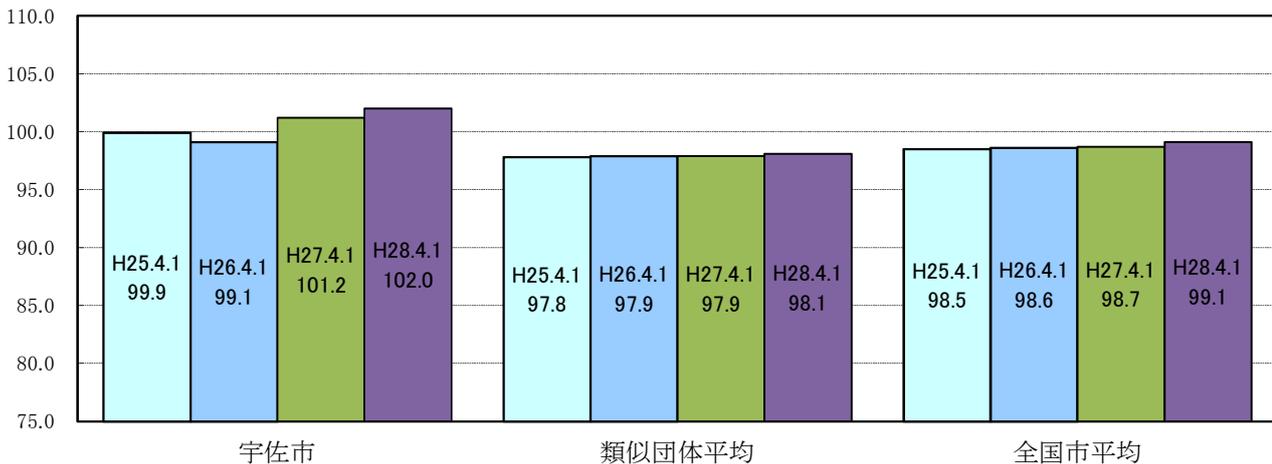
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 26年度の人件费率
27年度	人 57,823	千円 29,058,725	千円 1,440,966	千円 4,993,843	% 17.2	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 571	千円 2,208,270	千円 431,272	千円 911,409	千円 3,550,951	千円 6,219	千円 5,999

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 職員数は特別会計等94人を除いた数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告(宇佐市には人事委員会はありません。)				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	— 円	— 円	— 円	— %	— %	0.17 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告(宇佐市には人事委員会はありません。)				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	4.30 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

・実施内容

(給料表の改定実施時期) : 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。
若年層については、見直しなし。高齢層については、最も高い見直しで4.7%の引下げ。
激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

・地域手当は支給しておりません。

③その他の見直し内容

・管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)。

(6) 特記事項

給料の削減等

◎全職員の給料をH18/4/1より一律5%削減、H22/4/1～H23/3/31は級別にかつ率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6%)
H23/4/1～H25/8/31は級別にかつ率を設定した(1～2級=3%、3～6級=4%、7級以上=5%)
H25/9/1～H26/4/30は級別にかつ率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6.5%) ※国の東日本大震災に係る減額に応じたもの
H26/5/1～H29/3/31は級別にかつ率を設定した(1～2級=2%、3～6級=3%、7級以上=4%)
ただし、給料表の技能労務職(二)適用者は除く

◎管理職手当をH18/1/1より削減
部長級～(支給率)給料の12%→H18/1/1から9%→H20/4/1から8%
課長級～(支給率)給料の8%→H18/1/1から6%→H20/4/1から5.5%

* H22/4/1より、カット後の中位層の額を参考に定額化している(課長級=31,500円 部長級=43,400円)

* H25/9/1より、(課長級=48,500円 部長級=62,300円)に改定

* H28/4/1より、(園長、所長等=12,000円, 21,500円 課長等=48,500円, 53,500円 部長等=62,300円, 66,200円, 70,000円)に改定

* H25/9/1～H29/3/31は 10%削減

◎職員の見給をH20/1/1より1年間停止(若年層及び給料表の二表適用者除く)

◎新給料表への号給の切替え(H18/4/1)に伴う経過措置としての現給保障について、差額相当額の30%削減(削減の上限は5,000円)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇佐市	42.9 歳	338,969 円	400,572 円	362,794 円
大分県	43.0 歳	329,937 円	442,232 円	357,813 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.5 歳	320,058 円	386,078 円	350,303 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇佐市	47.6 歳	321,345 円	354,520 円	334,560 円
うち 学校給食	46.2 歳	367,921 円	399,096 円	386,157 円
うち その他	48.9 歳	276,709 円	311,696 円	285,129 円
大分県	52.6 歳	351,119 円	427,057 円	367,375 円
国	50.4 歳	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	50.6 歳	314,663 円	344,997 円	331,800 円
民間事業者平均	歳	—	円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		宇佐市	大分県	国
一般行政職	大学卒	179,634 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	146,020 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	146,020 円	144,600 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

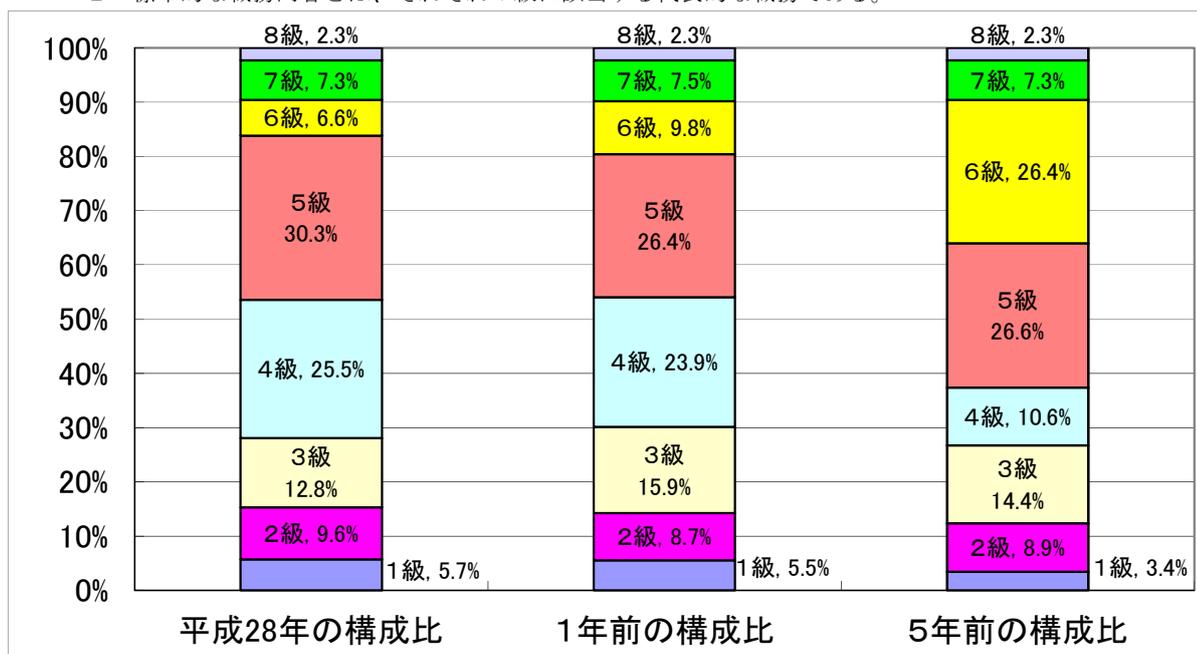
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,579 円	353,080 円	375,778 円	380,822 円
	高校卒	220,010 円	337,948 円	355,408 円	376,942 円
技能労務職	高校卒	220,010 円	337,948 円	355,408 円	376,942 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	25 人	5.7 %	140,100 円	246,100 円
2 級	主事・技師	42 人	9.6 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主任	56 人	12.8 %	226,400 円	348,800 円
4 級	副主幹	112 人	25.5 %	259,900 円	383,000 円
5 級	主幹	133 人	30.3 %	286,200 円	392,800 円
6 級	課長補佐	29 人	6.6 %	317,000 円	409,000 円
7 級	課長	32 人	7.3 %	361,300 円	443,700 円
8 級	部長	10 人	2.3 %	406,900 円	467,400 円

- (注) 1 宇佐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年より9級制から8級制へ変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が「D」若しくは「E」に該当する職員については、昇給の抑制及び停止を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇佐市		大分県		国	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)		—	
1,601 千円		1,688 千円			
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務成績が「D」若しくは「E」に該当する職員については、標準未満の成績率を適用。

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

宇 佐 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
平均支給額	7,073 千円	25,425 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

・地域手当は支給していません。

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		2,829 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		29,469 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		16.8 %		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務賦課徴収手当	税務課職員	市税徴収	460 千円	徴収金額の 1,000分の2(現年分) 1,000分の5(過年分)
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業	- 千円	1日 500円
福祉事務所現業手当	福祉課保護係職員	ケースワーカーとして	368 千円	1日 200円
行旅病人人作業手当		行旅病人の収容作業 行旅死人の収容作業	12 千円	1件 1,000円 1件 3,000円
犬猫処理手当	生活環境課職員	犬猫の死体処理	42 千円	1件 300円
野犬狩り手当		野犬狩りに従事	- 千円	1日 700円
消防勤務手当	消防職員(日勤者除く)	消防業務 救急業務	1,947 千円	1当務 200円 1当務 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	146,684 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	257 千円
支給実績(26年度決算)	150,555 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	270 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	・配偶者14,000円 ・配偶者以外7,000円 ただし配偶者がいない場合の扶養親族1人目12,000円 特定期間の加算5,500円	異なる	支給単価	79,127 千円	265,527 円
住居手当	・自ら居住するために住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っているもの 11,000円～27,000円 ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの 3,500円(新築から6年間は2,000円加算)	異なる	所有に係る住宅についての対象者・支給額・支給年数	50,856 千円	137,449 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 片道2km以上から14区分 7,500円から24,000円	異なる	距離区分及び単価	60,468 千円	126,502 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・園長, 所長等 10,800円, 19,350円 ・課長等 43,650円, 48,150円 ・部長等 56,070円, 59,580円, 63,000円	異なる	支給単価	26,174 千円	556,894 円
休日勤務手当	・1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150	同じ		25,620 千円	371,304 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	769,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	(810,000 円) 617,500 円	1,000,000 円 /	560,000 円
報 酬	議 長	(650,000 円) 415,000 円	802,000 円 /	564,400 円
	副 議 長	() 375,000 円	575,000 円 /	341,000 円
	議 員	() 355,000 円	490,000 円 /	268,200 円
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合)		
	副 市 長	3.10 月分		
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.10 月分		
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×100分の42.5	16,524,000	期毎
	備 考	給料月額×在職月数×100分の34	10,608,000	期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(参考) 教育長

給料	532,000円(560,000円)	期末手当	(27年度支給割合) 3.10月分
退職 手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	給料月額×在職月数×100分の17	4,569,600	期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

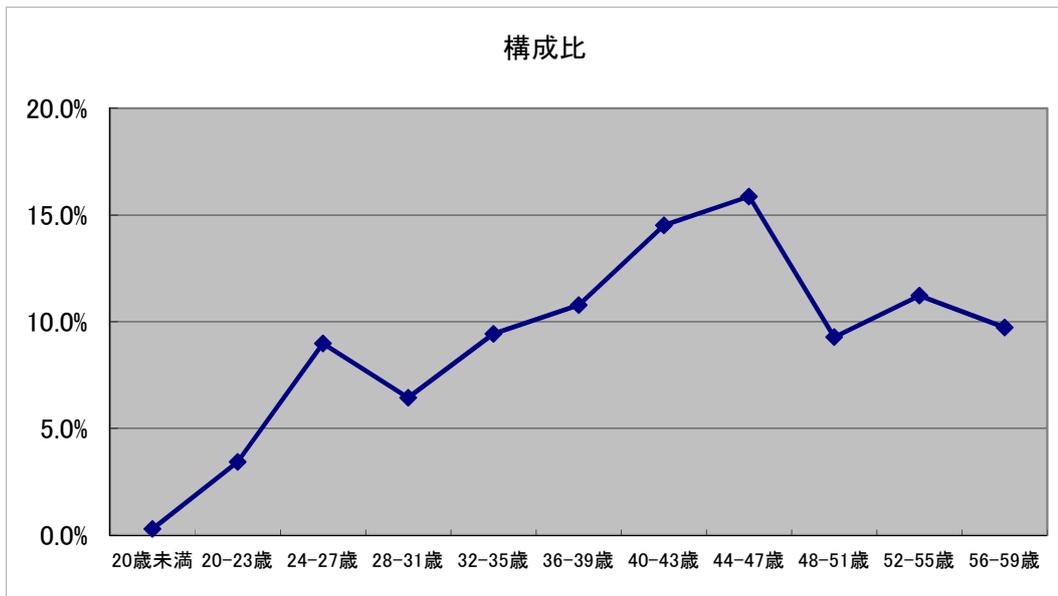
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	議会	5	5	0	公共施設マネジメントの推進、市民課窓口サービス係の欠員補充による増員	
	総務	102	104	2		
	税務	35	35	0		
	農水	63	63	0		
	商工	19	17	△ 2		門前町サミット事業終了、ソーリズム大分派遣終了による減員
	土木	55	58	3		施設整備、立地適正化計画の事務量増による増員
	民生	70	72	2		障害者福祉サービス業務、保育支援業務の事務量増による増員
	衛生	57	57	0		
	計	406	411	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.08 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 59.93 人)	
	教育部門	76	75	△ 1	学校施設耐震化の終了による減員	
消防部門	89	90	1	消防本部消防課の欠員補充による増員		
小 計	571	576	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.61 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.38 人)		
公営企業計等部門	水道	20	19	△ 1	生活排水課、水道課の統合による減員	
	下水道	14	12	△ 2		
	その他	60	61	1	高齢者地域支援事業の推進による増員	
	小 計	94	92	△ 2		
合 計		665	668	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.52 人	
		[883]	[883]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である（教育長は含まない）。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	計
職員数	2人	23人	60人	43人	63人	72人	97人	106人	62人	75人	65人	668人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	増減数	増減率
一般行政	419	405	407	405	406	411	△8	△1.9%
教育	71	73	72	74	76	75	4	5.6%
消防	89	91	91	89	89	90	1	1.1%
普通会計	579	569	570	568	571	576	△3	△0.5%
公営企業等会計	97	101	98	96	94	92	△5	△5.2%
総合計	676	670	668	664	665	668	△8	△1.2%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(27年からは教育長を含まない)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 625,626	千円 286,427	千円 69,177	% 11.1	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,562 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 11	千円 35,291	千円 7,226	千円 13,433	千円 55,950	千円 5,086	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給料の削減等

- ◎全職員の給料をH18/4/1より一律5%削減、H22/4/1～H23/3/31は級別にかつ率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6%)
H23/4/1～H25/8/31は級別にかつ率を設定した(1～2級=3%、3～6級=4%、7級以上=5%)
H25/9/1～H26/4/30は級別にかつ率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6.5%) ※国の東日本大震災に係る減額に応じたもの
H26/5/1～H29/3/31は級別にかつ率を設定した(1～2級=2%、3～6級=3%、7級以上=4%)
ただし、給料表の技能労務職(二)適用者は除く

◎管理職手当をH18/1/1より削減 課長級～(支給率)給料の8%→H18/1/1から6%→H20/4/1から5.5%

* H22/4/1より、かつ後の中位層の額を参考に定額化している(課長級=31,500円)

* H25/9/1より、(課長=48,500円)に改定 * H28/4/1より、(課長=53,500円)に改定 * H25/9/1～H29/3/31は 10%削減

◎職員の昇給をH20/1/1より1年間停止(若年層及び給料表の二表適用者除く)

◎新給料表への号給の切替え(H18/4/1)に伴う経過措置としての現給保障について、差額相当額の30%削減(削減の上限は5,000円)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇佐市 (水道事業)	36.6 歳	293,200 円	442,809 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当てを含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇佐市(水道事業)		宇佐市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(27年度)	1,166 千円	1人当たり平均支給額(27年度)	1,601 千円
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

イ 退職手当(28年4月1日現在)

宇佐市(水道事業)			宇佐市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
平均支給額	380 千円	0 千円	平均支給額	7,073 千円	25,425 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（28年4月1日現在）
・地域手当は支給していません。

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	3,573 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	325 千円
支給実績(26年度決算)	3,276 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	328 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	・配偶者14,000円 ・配偶者以外7,000円 ただし配偶者がいない場合の扶養親族1人目12,000円 特定期間の加算5,500円	異なる	支給単価	699 千円	174,750 円
住居手当	・自ら居住するために住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っているもの 11,000円～27,000円 ・その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの 3,500円(新築から6年間は2,000円加算)	異なる	所有に係る住宅についての対象者・支給額・支給年数	1,212 千円	151,500 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 片道2km以上から14区分 7,500円から24,000円	異なる	距離区分及び単価	1,893 千円	210,333 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・課長 48,150円	異なる	支給単価	524 千円	524,000 円
休日勤務手当	・1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150	同		0 千円	0 円

8 級別及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

※臨時職員と自治法派遣の指導主事は含まない。

【行政職給料表】

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		職名	職制上の段階		
		(人)	(%)		(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	51	8.4%	主事、保健師、栄養士、 保育士、技師、消防士	116	19.2%	係員級
2級	特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	65	10.7%				
3級	主任の職務	84	13.9%	主任	84	13.9%	主任級
4級	副主幹の職務	151	25.0%	副主幹	151	25.0%	副主幹級
5級	主幹の職務	171	28.3%	主幹	171	28.3%	主幹級
6級	課長、課長補佐の職務	34	5.6%	園長、所長、館長、 課長補佐、次長	72	11.9%	課長級
7級	困難な業務を分掌する課長の職務	38	6.3%				
8級	部長の職務	11	1.8%	部長、支所長、教育次長、 会計管理者、消防長、 議会事務局長	11	1.8%	部長級
合計		605	100.0%				

【技能労務職給料表】

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		職名	職制上の段階		
		(人)	(%)		(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0%	—	0	0.0%	係員級
2級	高度の技能又は経験を必要とする職務	0	0.0%	—			
3級	主任の職務	23	48.9%	主任	23	48.9%	主任級
4級	副主幹の職務	10	21.3%	副主幹	10	21.3%	副主幹級
5級	専門員の職務	14	29.8%	専門員	14	29.8%	専門員級
6級	統括専門員の職務	0	0.0%	—	0	0.0%	統括専門員級
合計		47	100.0%				

【企業職給料表】

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		職名	職制上の段階		
		(人)	(%)		(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	2	18.2%	主事、技師	5	45.5%	係員級
2級	特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	3	27.3%				
3級	主任の職務	1	9.1%	主任	1	9.1%	主任級
4級	副主幹の職務	2	18.2%	副主幹	2	18.2%	副主幹級
5級	主幹の職務	2	18.2%	主幹	2	18.2%	主幹級
6級	課長、課長補佐の職務	0	0.0%	課長	1	9.1%	課長級
7級	困難な業務を分掌する課長の職務	1	9.1%				
8級	部長の職務	0	0.0%		0	0.0%	部長級
合計		11	100.0%				

Ⅲ. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

勤務場所	勤務時間帯	休憩時間
本庁の場合	8時30分から17時	45分

職種や勤務場所により異なります。

イ 休日、休暇等の状況

種類	概要
年次有給休暇	一の年に20日 20日を超えない範囲内で翌年に繰り越せる
病気休暇	180日以内
特別休暇	主なものとして、産前産後休暇、子の看護のための休暇、忌引休暇、夏季休暇、生理休暇等
介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護のための休暇で、連続する6ヶ月の期間内において必要と認められる期間（無給）
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合（無給）

Ⅳ. 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分

種類	件数	処分事由
降任	0	
免職	0	
休職	0	
降給	0	
失職	0	
合計	0	

イ 懲戒処分

種類	件数	処分事由
戒告	1	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合
減給	0	
停職	0	
免職	0	
合計	1	

Ⅴ. 職員のサービスの状況

宇佐市職員服務規程による 宇佐市職員倫理規程による

Ⅵ. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内での、新規採用職員研修、庶務・接遇研修、人権学習会等 ・大分県自治人材育成センター主催の研修に参加 ・全国市町村国際研修所主催の研修に参加 ・市町村職員中央研修所主催の研修に参加 ・各部内での業務研修等 ・自治大学校への派遣
-------	--

Ⅶ. 職員の福利及び利益の保護の状況

ア 健康管理事業の状況

項目	受診者数(人)	内容
定期健康診断	658	生活習慣病検診、一般健診、人間ドック、脳ドック等
VDT検査	2	電算事務に長時間従事する職員
予防接種	0	保健師、看護師等
頸肩腕健康診断	96	給食調理員

イ 公務災害等の発生状況

	認定件数	内容	
		公務災害	通勤災害
平成27年度	2	2	0

ウ 職員互助会の状況

団体名	主な事業
宇佐市職員共済会	慶弔給付、教育文化・体育に関する事業

Ⅷ. 公平委員会の報告

項目	件数	内容
勤務条件に関する措置の要求	0	
不利益処分に関する不服申立て	0	
その他	0	